

令和 8 年 9 月 1 日

建設業者各位

苫小牧市財政部行財政改革推進室

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について(通知)

昨今の中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について供給の偏りや流通の目詰まりが生じている状況を踏まえ、国土交通省及び北海道が示した設計変更の取扱いに準じ、本市においても下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

本市が発注する工事のうち、中東情勢の影響を受けるナフサ由来の建設資材を使用する工事

2 設計変更の取扱い

- (1) 本運用の対象工事については、その旨を入札告示及び特記仕様書に明示するものとする。調達検討資材については、市ホームページに掲載する情報等を参考とするものとする。なお、市ホームページに掲載のない資材についても、中東情勢の影響による供給の偏りや流通の目詰まりが生じている場合は、受注者からの協議の申出に基づき、調達検討資材への該当の有無を確認するものとする。
- (2) 調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合は、事前に工事監督員と書面により協議することを基本とする。ただし、迅速な対応が必要な場合は、口頭、電子メール等による協議も可能とし、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合は、次の場合を想定する。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 調達検討資材を別途調達経費を含む価格で調達する場合
- (3) 受注者から別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)の提出があった場合は、その内容を確認の上、設計変更を行うものとする。

3 適用

本通知は、令和 8 年 10 月 6 日以降に告示を開始する工事に適用する。

なお、同日前に告示した工事及び既契約工事についても、受発注者間の協議により適用できるものとする。

(連絡先)

〒053-8722

苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

苫小牧市財政部行財政改革推進室

電話：0144-32-6216 (直通)